

# 三者連絡会(教授職員会、琉大労組、琉病労) ニュース 第27号

2009年5月25日

事務局・琉球大学教授職員会(内線2023)

E-mail [kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp](mailto:kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp) <http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/>

琉大労組(内線2024) 琉病労(内線7-2099)

## 法の遵守を強く求める！ 今、取るべき手段は何か!..

先週19日(火)から、学内HP上に、「『国立大学法人琉球大学における平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例措置に関する規程(案)』の制定に伴う意見の聴取について(通知)」という掲示がされていることを御存知でしょうか?その後、当局の指示により、各部長名でHPと同様の通知がされているので、目にされた方も多と思います。この掲示が、いかに当局の不誠実さを示しているか、ぜひ皆さんにお考えいただきたいのです。

先週お配りしたニュース前26号でお知らせしたとおり、去る5月14日の団体交渉において、三者連絡会は、当局が人事院勧告に合わせて行おうとしている夏季一時金(期末・勤勉手当)に関する0.2ヶ月分(約10%)の引き下げは、その手続において労働法に違反する行為であることを指摘し、法に則った誠実な対応を当局に対して強く求めました。

即ち、労働基準法で定められている就業規則の変更については、過半数代表の意見を付して、労働基準監督署への届出が義務づけられているにもかかわらず、過半数代表を選んでいる時間的余裕がないので、労働者全員から意見を聴取する

ことで足りると、当局は主張しています。しかし、当局がタイムリミットとする6月30日は、あくまでも人事院勧告に基づいたものでしかありません。国立大学法人が従うべきは、人事院勧告ではなく、一般的な労働法のルールであることは、いうまでもありません。

そして、そのルールを適用すれば、過半数代表の意見を付すことを省き、「全員からの意見聴取」をもって代替するという手続は、明らかに法の趣旨を逸脱した違法行為であることを、労働基準監督署も認めているところです。

この違法性を我々が再三指摘しているにもかかわらず、当局は違法な手続をこのまま推し進めようとしています。交渉の場においては、「ぎりぎりまで誠実に交渉する」といっていますが、それが本心でないことは明らかです。

その証拠として、去る18日(月)の説明会は、「組合員以外の皆さんにも説明する必要がある」という理由でおこなわれたものでありながら、月曜日の15時という就業時間の真只中に設定され、結果として千原事業所では僅か25名(ほとんどが組合執行部)の出席者に留まったところからも、その説明がその程度本気であったのか大い

に疑問です。そして何より説明責任を持つ当局側から出席した管理職が、人事課長と代理の合計3名だけで、これが「誠実に交渉に値する」というのであれば、もはや噴飯もの以外何物でもありません。

もし「誠実に交渉する」というのであれば最高責任者である学長自らが説明すべきですし、他大学ではそのような対応がなされていると聞いております。仮に急務であったとすれば、せめて担当理事が代理を務めるのが道理です。それが理事はおろか、部長さえも出席しないというのでは、いったい私たちは誰に責任を問えばよいのでしょうか？それともボーナスの0.2ヶ月分の引き下げは、当局にとってそんなにも軽いことなのでしょうか？

今回の一時金引き下げにあたり、当局はその理由として「社会に対する説明責任が果たせない」といっていますが、そもそも「教職員に対する説明責任」すら果たしていないことを大学側は自覚しているのでしょうか？

そして、不誠実さの極めつけは、冒頭で述べたように、三者連絡会との交渉を無視した一方的な意見聴取という違法行為です。しかも当局は、各部局職員に周知徹底させるよう通知することにより、部局長に違法行為の片棒を担がせてまで、この暴挙を押しとおそうとしています。いったい、このまま琉球大学をどこへ行かせようとしているのでしょうか？

社会情勢が厳しいということは、昨今の新聞報道等でも明らかであり、国立大学法人も賃金等について、一般の社会情勢に適合させるよう求められることは、もちろん承知しています。しかし、だからといって人事院勧告に即準拠ということにはならない

はずです。仮に賃金を引き下げるにしても、例えば非常勤職員の一時金等の扱いをどうするのかなど、人件費全体について知恵を出し合い具体的な議論を行う中で、社会に説明できるようにするのが、大学人に求められる社会的責任でしょう。そのための場が団体交渉であり、労使が誠実な交渉によってより良い方策を見出すことこそが、法人化したことの意味であるはずだからです。

ところが、当局の対応は交渉の時間を確保しようと努めるところか、時間的猶予がないことを理由に、違法な手続に基づいた既成事実をアリバイ作りさながらに、ただ悪戯に積み上げているだけとしか思えません。

もし教職員全員への意見聴取によって、過半数代表の意見に代替するということを、当局が本当に行うのであれば、三者連絡会は法的手段に訴えざるをえません。そのような暴挙が認められるというのであれば、もはや組合との交渉は全く意味を持たず、ひいては組合そのもののものが、意味をなさないことになってしまうからです。だからこそ、三者連絡会は、改めて当局に対し誠実な交渉を保障することを求めます。

以上のように、今回の一時金引き下げは、単なる不利益変更という問題に留まらず、琉球大学の在り方に関わる、きわめて大きな問題を含むものと考えます。

組合員の皆さんはどのようにお思いでしょうか？皆さんの御意見・御要望を、お近くの組合役員まで、若しくは各組合に直接メール等で、大至急お寄せください!!

